

# 国民健康保険税

国民健康保険に加入されている皆さんが、病気やケガをしたときの医療費や出産育児一時金、葬祭費などの費用は、納められた国保税と国の補助金などでまかなわれています。また、平成12年度からは介護保険制度がスタートし、40歳以上65歳未満の被保険者（第2号被保険者）については、医療分に介護分を上乘せして国民健康保険税として納めていただいています。このように国保税は国民健康保険の運営を支える重要な財源となっています。

## 国民健康保険税を納める人(納税義務者)

国保税は、加入者のいる世帯の世帯主に納めていただきます。

※世帯主が、他の医療保険に加入して国保の被保険者でないときでも、その世帯内に国保の被保険者がいるときは、国保の被保険者である世帯主（擬制世帯主）とみなし納めていただきます。

## 税額の計算方法(医療分・介護分)

〈所得割〉加入者の前年の所得に応じて課税  
〈資産割〉加入者の資産（固定資産税額）に応じて課税  
〈被保険者均等割〉加入者数に応じて課税  
〈世帯別平等割〉一世帯いくらと課税

## 最高限度額

平成19年度は医療分の最高限度額が、税制改正により53万円から56万円に変わります。介護分の最高限度額は9万円です。

(1)年度の途中で国保に加入・脱退した場合の国保税  
年度の途中で加入した場合は、加入した月の分から国保税を納めます。途中で脱退した場合

は、脱退した月の前月分までの国保税を納めます。

(2)加入の届出が遅れた場合の国保税

加入する資格ができた月の分から納めることとなります。仮に、何年も前に加入資格ができていた場合は、最高3年分さかのぼって国保税を納めることとなります。

(3)他の市町村から転入してきた場合の国保税

国保税を算定する基礎となる前年中の所得金額が不明のため、前住所地に問い合わせをし、所得割額を後から課税する場合があります。

## 納税方法

国民健康保険税は10期に分けて納めていただきます。（4月～7月（仮算定）・8月～翌年1月（本算定））

(1)納付書により金融機関で納める。  
(2)口座振替

※便利で確実な口座振替をお勧めします。申込は各金融機関及び郵便局の窓口での手続きとなります。

## 問い合わせ

税務課市民税係

☎0978②1111 内線131～133・178

## 成人式「新成人の主張」募集のおしらせ！

—国東市は若い人の意見を聞きたい！皆さんの考えを新しいまちづくりに活かしたい！—

8月15日(水)に開催を予定している国東市成人式において、「新成人の主張」と題して意見発表の場を企画しています。ぜひこの機会に自分の熱い想いをぶつけてみませんか。希望される方は、市生涯学習課までお申し込みください。

### 国東市成人式

【日 時】 8月15日(水) 午前10時～ 【場 所】 アストくにさき アストホール

【募集要領】 テーマは自由で、発表の時間は一人5分間とします。

発表者は4人を予定。ただし、希望者多数の場合は抽選させていただくこともあります。

【申込期限】 7月25日(水)必着

【申込・問い合わせ】 国東市教育委員会生涯学習課生涯学習係 ☎0978②2121 内線110